**新型コロナウィルス感染症対策に伴う資材・教材貸出しのルール変更について**

1. 貸出し可能な資材・教材は、使用前と使用後に申請団体にて消毒を行ってください。
2. 返却時は、資材・教材使用報告書の太枠内のすべての項目にご記入の上、ご提出をお願いいたします。
3. 借受日と返却日が他団体と重なる場合は、社会福祉協議会を介さず団体間で運搬が行われる場合があります。その場合、資材・教材使用報告書はFAX（072-838-0166）でご提出ください。

＊＊＊＊各団体が安心して使用できるようご協力をよろしくお願いいたします＊＊＊＊

**資材・教材使用報告書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請団体 |  | |
| 返却者 |  | |
| 使用資材 | 資材の種類 | 使用数 |
|  | （個/枚） |
| 返却日 | 年　　　月　　　日（　　　）AM/PM　　　： | |
| 以下を確認した上で、チェックボックスに☑をつけてください  □資材・教材の使用前、消毒を実施しましたか  □資材・教材の使用後、消毒を実施しましたか  □資材・教材は、貸出し時と同じ状態が保たれていますか  ＊例えば、破損・汚れはないか、返却数は間違いがないか、  など気づいた点をご記入ください | | |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　寝屋川市社会福祉協議会　　事務局受付者（　　　　　　　）

キ　リ　ト　リ



（2024.4月改定）